

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第2回）議事録

日時 平成18年1月30日（月）13：30～15：40

場所 室蘭市市民会館 2階中会議室

《開 会》

【司会】

定刻となりましたので、ただ今から、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、お忙しいなか、また、雪道で足下の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

昨年9月に本監視円卓会議の第1回を開催し、当初、第2回の開催を、処理施設の建設開始を目途に、建設現場視察を含めて予定していたところですが、日程を早めまして、報告事項等もございましたので、本日、第2回目の会議を開催することといたしました。

本日の会議ですが、この会議終了後、予定の入っている委員の方もおられますので、全体で、2時間を目途に終えたいと考えております。

また、本日、岸委員におかれましては、都合により欠席となっております。

それでは、開催にあたりまして、北海道環境生活部環境室、田中室長から御挨拶申し上げます。

《挨 拶》

【道】

ただ今御紹介いただきました、北海道環境生活部環境室長の田中でございます。本日は、委員長をはじめ各委員の皆様、オブザーバーの皆様、たくさんの傍聴の方もいらしております。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

この監視円卓会議は、PCB廃棄物の処理事業を監視し、室蘭市の方々をはじめ広く道民への情報提供をすることにより、確実かつ適正な処理を推進することを目的に、昨年9月に設置しまして、本日、第2回目の開催となります。

今回は、初回ということで、PCB廃棄物処理の背景と経過から、処理事業全般にわたり御説明させていただいたところです。本日は、その後の北海道事業の進捗状況や環境モニタリング計画の案などについて御説明いたします。それらにつきまして、皆様から忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

簡単ではありますが、開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

【司会】

本日、オブザーバーとして、環境省から、廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、山本課長補佐の出席をいただいておりますので、ここで、御挨拶をいただきたいと思っております。

【環境省】

ただ今御紹介をいただきました、環境省産業廃棄物課でPCBを担当しております山本です。

本日はお忙しい中、真柄委員長をはじめ、多くの委員の御参集をいただき、改めて、お礼申し上げます。

PCBにつきましては、皆様御承知のとおり、様々な経緯をたどり、今日に至ったわけですが、このPCBの処理を安全かつ適切に処理を進めるためには、情報を関係者の皆様方で共有し、その中で処理が適正な方向に進んでいることを皆様方に御確認いただきながら、皆様方に安心感をもって事業を監視いただくということが、このPCB廃棄物処理事業を進めていくうえで非常に大切なことだと考えているところです。

今後、PCBの処理施設の建設に向けて、委員の皆様方には、率直で、また、市民の感覚から見た御意見を賜りながら、この事業を安全に進めていければと考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

また、オブザーバーとしまして、日本環境安全事業(株)からも出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

【JESCO】

御紹介をいただきました、日本環境安全事業(株)、本社の事業部長をしております、木村でございます。よろしくお願いいたします。

北海道PCB廃棄物処理事業の監視円卓会議の委員の皆様方には、日頃より、私共の北海道事業について御指導、御協力をいただき、ありがとうございます。

おかげさまで、ただ今、行政手続きを行っておりますが、近々着工に向けての段取りを迎えさせていただくような状況になっております。

本日は、私共から、現在の北海道事業の進捗状況、私共事業者側の環境モニタリング計画案についてお話をさせていただくとともに、昨年、11月21日に当社の豊田の処理施設で起こりました、PCB蒸気の漏洩事故についても、御説明させていただきたいと思います。この件につきましては、事故後直ちに、本社の事業担当の取締役を長とした、事故対策委員会を設置し、鋭意、事故の原因究明と必要な対策の検討を行っているところで、本日、そのことについて、御説明させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この件につきましては、関係する皆様方に大変御心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

私共からは、本日、このようなお話をさせていただきたいと思いますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては、委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、早速、会議次第に従いまして議事を進めてまいります。はじめに配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

本日の確認資料について確認します。

(議事次第により、資料及び参考資料について確認)

《議 事》

【委員長】

よろしいでしょうか。それでは、議事の一番目で、第1回監視円卓会議議事録と質疑についてです。これにつきまして、事務局から御説明願いたいと思います。

【事務局】

それでは、資料1の第1回の議事録ですが、これについて、中味の説明は省略させていただきますが、議事録への委員の氏名の掲載につきましては、委員の名前を載せない方が良いという委員の方もいらっしゃいましたので、名前を載せないかたちで整理をさせて頂いております。それから、本日、御確認をいただきました後、ホームページへ掲載していきたいと考えております。

資料2の第1回会議終了後にいただきました質疑についてですが、第1回会議では資料を事前配付せず、会議の場で資料を配付しましたので、質問の時間が足りなかったことから、第1回に

限り、会議終了後に質問を寄せていただいた件についての回答です。

これにつきましても、事前に配布しておりますので、細かい説明は省かせていただきます。

回答の中で、例えば、Q1で回答に（環境省）とあるのは、環境省が責任をもって回答して頂いているということです。

資料1及び資料2についての説明は以上です。

【委員長】

資料1の議事録につきましては、委員の方々の名前を伏した議事録にするかどうかにつきまして、御意見をいただいたところ、委員の名前は伏せて議事録を作成した方が、今後、委員の方々から忌憚のない意見を頂ける可能性が高いだろうと私も思いますので、このような形にさせていただきました。

委員長としては、実は私も名前を伏せてと言いたい立場ではあるのですが、委員長ということで名前が残ってしまっておりますが、これに関しては役目柄としまして、私も納得をいたしました。

特に御異議がなければ、これにつきまして、ホームページに掲載をするという形で、道民、関係の方々にこの会議の内容を御理解頂けるようにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】 異議なし

【委員長】

ありがとうございました。

それでは資料2についてですが、前回の会議の時に、いろいろと、御質問や御意見を伺いましたが、議事録をみていただいてもわかりますように、必ずしも、委員の方々の御意見が伺えないこともありましたので、後ほど意見、質問をいただくということで、お願いをしましたところ、たくさんの御質問をいただき、ありがとうございました。

ある意味では、我々関係者が、この事業に関する関心が高いということを表しているのかとも思いますが、事務局が用意していただきました回答で、何か御意見や御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

【委員】

いくつか質問があるのですが。

まず1ページ、質問の3について。処理方式のプラズマ方式についてありますけれども、これは、実際に三重県の四日市事業所で、自社処理がされているということですが、北海道事業ではこのプラズマ方式を採用する考えはないのか。

2ページ、質問4。処理事業の安全保障はどこにあるのか、ということで、最終的な責任ということについてですが、この答えが明確にされていないと思いますので、最終的な責任はどこにあるのかを明確にお答えいただきたい。

質問5で、道と市の予算規模はどのくらいなのかということですが、北九州事業の監視委員会では、先ほどの四日市市、その他、豊田事業などへ視察に行っている。北海道事業での予算は非常に少ない。いわゆる視察予算を計上してほしいと考えております。

北海道PCB廃棄物処理計画に関する質問の質問1。道外の計画はどのようになっているのかというところで、なにか、これから処理計画をつくるように見えるので、そのあたりをお聞きたい。

4ページ。処理施設に関する質問の質問1。処理済物がリサイクルされるとあり、どのようなものがリサイクルされるのか、ということですが、実際に北九州は、先行して行われているので、北九州での実情などがわかればお知らせ願ひたい。

5ページ。質問5。処理済物でリサイクルされない物の廃棄は産業廃棄物処理事業者に委託実

施するということが、完全に無害なのかかわからない。北海道事業所は責任をどこまで負うのか。このあたりも、答えの中でははっきりしていない。

その次の質問6でも、最後まで責任を負うのか、というあたりでも、責任について、はっきり書かれていないのではないかと。

6 ページ、質問13で、処理工程排水は海や河川等に排出しないシステムとありますが、この回答の2行目、処理施設内でPCB廃棄物に該当しないことを分析・確認した結果とありますが、処理施設内でPCB廃棄物に該当しない結果とはどういうことなのか。素人で解りませんのでお答えいただきたい。PCBが入っているのか、入っていないのか、ということですね。

以上、よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、質問の趣旨はお解りになったと思いますので、事務局から順次御回答願います。

【事務局】

それでは、北海道に係る質問についてお答えします。

まず、予算について。来年度以降の視察予算についてですが、道の予算については非常に厳しい状況にあり、この監視円卓会議委員の全員というわけにはいきませんが、数名が先行事業の視察をできるように、現在予算要求をしている段階です。

道外15県の状況がどうなっているのかという質問ですが、道の処理計画では、道内の分について、ブロックごとに、まず近郊から実施するとしております。道外につきましては、15県と、北海道、室蘭市を含めた協議会を設置しております。今後、処理が開始しましたら、道内分を順次処理していきますが、その他に、15県分を見込んでおりますので、その順番をどうしていくのかについては、協議会で詰めていきたいと考えております。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

道で対応していただく分につきましては以上のような回答ですが、よろしいですか。

【委員】 はい。わかりました。

【委員長】

それでは、環境省からお願いします。

【環境省】

2 ページの質問4ということで、事業の安全保障はどこにあるのかということですが、国におきましては、日本環境安全事業(株)を日本環境安全事業株式会社法という法律をつくり設立したところですが、その中で、PCB廃棄物処理事業について、事業基本計画や毎年の事業計画の認可等を行い、事業全般について統括していくとともに、毎年度、安定的な事業が行えるように、政府保証等を行っているところです。

このようなことから、国においては、安全かつ確実に処理できるよう事業全般について統括を行うとともに、その指導監督のもと、日本環境安全事業(株)においては、処理施設を設置し、安全な運転管理を行い、適正な処理を行うこととなります。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

責任がどこにあるのか、なのですが。

【委員長】

国には、最終的な責任がある。具体的な事業について、国の定める指針に従って行うのが日本環境安全事業(株)が責任を負う。

もう少しわかりやすく、私の理解しているところで申し上げますと、日本環境安全事業(株)の株主は、国一人ですので、そういった意味では、国が、実質的に責任を負うということが、現在の法制度では成り立っているということです。

それではもうひとつ、環境省の関係の御回答について、処理の方式のプラズマ方式について、これについて採用の考えがあるかないかということですが、これは、室蘭でということですか、それとも他の地域でということですか。

【委員】

室蘭で、ということです。

室蘭での方式は、脱塩素化分解方式と決まっているようですが、視察等でプラズマ方式が大変良いというように聞いておりますので、室蘭で採用できないものかどうかお伺いしたい。

【委員長】

では、これについて。

【JESCO】

それでは、日本環境安全事業(株)から、お答えさせていただきます。

このプラズマ方式については、三菱化学でPCBの廃油のみを保管しており、その処理をするためにこの方式を使っております。

私共の事業につきましては、トランス、コンデンサの容器、中に入っている部材、それから、PCB液。そういったもの全体を処理することとしておりまして、今までの私共の施設においても、それらをトータルに処理できるものとして実施してきておりますので、室蘭で採用させていただきます脱塩素化分解方式というのも、PCBを無害化する技術としては、私共のいくつかの処理施設においても既に実施しており、実績をもっていますので、この室蘭においても、この方式で処理を行っていきたいと思っております。

【委員長】

それでは、それ以外に日本環境安全事業(株)のところで、質問の5以下に関してありましたが、それらについて、よろしく願いいたします。

【JESCO】

それではまず、4ページの質問1について。

北九州においても同様に、鉄、銅などをリサイクルしています。基本的には北海道の施設も同じような考え方で、リサイクルできるものはリサイクルしていくという方向で取り組んでいるところです。

5ページ、質問5についても御指摘があったところですが、これについては、PCBを処理した後の廃棄物が完全に無害かどうかということにつきましては、国が定めた卒業判定基準というものがあります。私共では、全ての処理のバッチごとに、この卒業判定基準に適合しているかどうかを確認してから払い出すということにしておりますので、卒業判定基準に合格しているという意味で無害なものが払い出されるというように御理解いただければと思います。

質問6についてですが、残さ等の処理についてですが、私共の施設においては、あくまで、PCB廃棄物をPCB廃棄物ではなくするということですので、最終的な処分を行う施設ではありません。従いまして、施設で処理された後は、先ほど、リサイクルされるものがあると申しあげましたが、リサイクルができないものにつきましては、最終処分が行われるまで、外の産業廃棄

物処理業者に処理をしていただくこととなります。

廃掃法上、その場合、マニフェストをもって処理が行われたことを確認していくということとなっておりますので、そのような段取りで進め、私共としても、そういった処理業者が適正に処理しているかどうかを、直接出向いて確認を行っていきたいと考えております。

6 ページの質問 1 3 の回答について、解りにくいという御指摘でしたが、この処理施設内で PCB 廃棄物に該当しないことを確認したときというのは、先ほど申し上げました、PCB 廃棄物で無いことを判定する卒業判定基準がありますので、その卒業判定基準を満足しているかどうかということを確認するという意味です。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。わかりました。

【委員長】

それでは、他の委員の方から、何かございますか。

【委員】

先ほどの委員の質問に追加してお伺いしたい。

1 ページの質問 2 についてです。事業者は届出だけで良いのかという質問について、お答えが出ているのですが、私共、これを読んだ限りでは、答えとしては理解できません。

つまり、保管等の届出だけで問題点が解決するのかと聞いているはずなのに、どこかの文章をもってきたような回答にしかなっていない。

特に今回、たまたま苫小牧高専で漏洩事故が起きましたよね。新聞記事によりますと、あつてはならないことが起こったとして、釈明会見がされていますけれども、あつてはならないことがあちこちで起きているということは、「ある」ということですよ。

我々が PCB の問題を考えるときに、処理という問題も非常に重要なファクターではあると思いますが、処理が終わるまでの保管ということが、非常に大きな問題だと考えています。

届出制度に、かなり問題があるのではないかと、いろいろな状況を把握する中で感じているところで、それに対して問題意識をもって答えていただくというのが、我々の質問だったはずですので、これでは回答になっていませんよ。今回の苫小牧高専の問題について、どう理解するのですかということになりますよね。

高専ですから、国の機関ですよ。一番、危機命令系統がはっきりしている部分でさえこういったことが起きているのです。ちょっと言い方は悪いかもしれませんが。危機命令系統というストレートなものではないとは思いますが。民間の中で、たまたまわからない中で起きたわけではないのです。

届出だけでいいのかという問題意識については、よく理解していただかないと。市民が何を心配しているのかということを理解していただかないと。そういった意味では、これは、回答になっていないので、もう一度お願いしたいと思います。

【委員長】

はい。それでは、このことについて、道からお願いします。

【事務局】

事業者の責務につきましては、保管・処分を自らの責任において、届出だけではなくきちんと行う。保管についても責任をもって、法に定められた方法で保管をするなど、総合的に責任をもって行わなければならないという意味で記載したのですが、多少解りにくかったかと思います。

申し訳ありません。苫小牧高専の漏出事故の件についてですが、その件については課長からお話いたします。

その他のところでお話しようと考えていたのですが、皆様もマスコミ等で御承知のことと思いますが、1月27日に苫小牧工業高等専門学校から、道（胆振支庁）に、同校で保管しているPCB、油にして約100%の漏出の通報がありました。

26日に苫小牧高専で調査したところ、漏出した油は、既に土壤に浸透していた。併せて、同校では地下水を飲用あるいは実験用に使っていた。また、周辺1キロメートル以内に、地下水を飲用する住宅が13戸ほどあった。

これに対しての対応ですけれども、胆振支庁では、まず地下水の飲用を停止するようにしました。それと併せて、苫小牧高専では、周辺の13戸についても飲用について停止を要請するとともに、飲用水の提供、井戸水の水質検査を実施したというところでした。それから、汚染土壤の範囲の特定も現在行っている状況です。水質の結果につきましては、土曜日の未明にPCBは検出されなかったという報告を受けております。

今後の対応についてですが、道として、苫小牧高専に対し、改善計画書の提出を要請することと、汚染土壤の検査結果が10日ほどかかるということですので、PCBが検出された場合には、その土壤の除去の対策を行っていただくということを指導しています。

また、道としては、道内のPCB廃棄物の保管者に対して、保管基準の遵守、漏出の防止対策の徹底について、改めて指導を徹底していきたいと考えております。

【委員長】

今の関係で、環境省としての考えですとか対応の方法がございましたらお願いします。

【環境省】

環境省としましても、ただ今道から御説明がありましたように、これまで長期間に渡り保管されてきたPCB廃棄物については、その適正な保管を徹底していかなければならないとして、特別産業廃棄物管理責任者など、きちんと知識のある方が保管をするようにということになっております。

毎年、保管の届出を出していただく中で、保管事業者の方に保管状況の確認をしていただくということを道から保管事業者に対して徹底していただくということが重要であると考えております。保管基準の遵守等の徹底につきましては、環境省においても、都道府県に対して周知徹底を図っているところです。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

【委員】

今のお話は、後処理の問題と適正な保管ということでしたが、それが、本当にされていたのであれば、今回の問題は起きなかったはずではないのでしょうか。

なぜ、それが起こったのかということは、今の話では出てこないし、適正な保管ということが、言葉ではピンとこないのですが、現実には、適正な保管というのは、具体的に、例えば苫小牧高専の場合はどうだったのかということが今の話では聞こえてこない。こういった問題が起きなければ、徹底するという言葉が出てこないということが問題だと思います。

我々、過去のPCBの問題においてはGメン的な役割が必要だと主張していたわけですが、PCBの物性の問題を含めて考えれば、先に手を打つということも必要なものがあるのではないかと考えています。

例えば、具体的にいうと官の問題であれば、国、あるいは道の責任ということになるのでしょうか、これが、民間の企業であれば適正な保管ができない企業もありうるだろうというこ

とを考えなければならないと思うのです。

闇雲に消えてなくなっている可能性も考えられるわけで、今回の場合は明らかに官がきちんと適正ということが何かということを示すことができる場所で起きたわけですね。そこが何故おきたかということが何も出てこない。後でどうしたということは出てきます。それはそれで必要なことで、それをどうこう言うつもりはありませんが、何故起きたのかということをしなくてはならない。何故起きたかということを考えれば、もう起こさないということを前提に何を考えるべきなのか。この問題から何を引き出さなければならないかということが出てこなければ、私は、通り一遍の法律の言葉で説明されても納得いきません。

【委員長】

委員のおっしゃることは、ある意味では、現在の法の枠組みの中で、十分実施しきれない部分の御指摘であったかと思います。

法律の枠組みの中で、PCBを管理している人間が、どういう形で地下漏洩しないように管理しなさいと書いてあるわけですが、先ほどGメンというお話もありましたけれども、そういう事業者に立ち入る能力も、年に1度ということで、限界があり、行いがたい現実もあるわけです。

しかし、そうは言っても、今回、苫小牧高専でのことを、PCB廃棄物を処理しようということで、道内の人々が大変感心を持っている時期に、こういう事態が発生したということは、私も非常に残念なことだと思っております。

そのような意味では、道として、高専に原因を明らかにするように調査をするように、道としても指導を行うと思いますので、その結果は、できるだけ早く、そして、道民がわかりやすいかたちで、公開をするようにしていただくということが、今後のPCBをめぐる様々な問題に関係することですので、そこのところはきちんとお願いしたいと思いますし、逆に、こういった会議がなければ、そういう声がなかなか届かなかったのかもしれない、と思って、我々、良い立ち回りであったと思う次第です。

それでは、他にも関係することがあるかもしれませんが……。

【委員】

委員長、再質問という形で、一つだけお願いします。

【委員長】

はい。手短にお願いいたします。

【委員】

6ページ、質問13の水の関係です。やはり、海にPCBを流されてはならないという問題もありますので、先ほども伺ったのですが、その中で、PCB廃棄物に該当しないこと、いわゆる卒業判定でそれをクリアしたということですが、それは、0.5mg以下のPCBということのようですが、要するに、そこには微量でもPCBが含まれているということですね。

もう一つは、それを、産業廃棄物処理業者に委託処理するとあるのですが、そうすると、産業廃棄物処理業者が、「なんだ、こんなもの」ということで、海や川に流すこともあるのではないかということです。ちょっと素朴に考えるのですが、そのようなことで、絶対に、海や川へは流さないというお答えをいただきたい。

【委員長】

前回、御説明があったのかもしれませんが、次の事業の進捗状況のところ、室蘭で採用する方式で、この施設から、こういったものが、どこへ出るかといったようなことも踏まえて御説明いただいたほうが御理解いただけるとと思いますので、次のところで、今の御質問の趣旨を踏まえて説明してください。

【委員】

その関連で、残渣の処理についてももう少し詳しく説明願います。

【委員長】

はい。では、まず進捗状況についてということですが、前回の資料でフロー図があったと思いますが、委員の皆様お持ちですか。前回の会議の時に、北海道PCB廃棄物処理事業ということで、このような資料がありましたね。この資料の15ページ。お近くにない方がおられましたら、事務局はお持ちでしょうから、コピーをお願いします。

これがあれば、理解していただきやすいと思いますが。とりあえず、お近くの方同士、見ながらお願いいたします。

それではお願いいたします。

【JESCO】

それでは、資料3の進捗状況の説明を先にさせていただいて、その後、今のお話についてということで、よろしいでしょうか。

【委員長】

はい。結構です。

【JESCO】

日本環境安全事業(株)北海道事業所長の油井でございます。

北海道事業の進捗状況につきまして、資料3に基づき、簡単に御説明させていただきます。

ポツの1と2につきましては、処理対象地域の拡大の話と、日本環境安全事業(株)の北海道事業部会について記載しておりますが、これらにつきましては、御承知のことと存じますので、省略させていただきます。

3つめのポツについてですが、昨年3月、処理施設の設置工事の事業者、いわゆる、新日鐵、日鋼、神鋼環境ソリューションの3者のJVが担当するということが決定されました。

4つめのポツですが、その後、設計を行いまして、8月31日に廃棄物処理法に基づく施設の設置許可申請を北海道に申請しました。現在、最終的な審査の段階です。本日現在、まだ、設置の許可はおりていません。

一方、11月7日に、ポツの5つめですが、いわゆる環境保全協定を、北海道と室蘭市、日本環境安全事業(株)の3者の間で、協定を締結しました。

現在、日本環境安全事業(株)といたしましては、関係する工事を発注いたしまして、許可がおり次第着工をするということで、準備を開始しているところです。

処理情報センターにつきましては、許可を要しない建物ですので、これにつきましては、現在工事を進めているところです。

それ以外につきましては、準備をしているという段階です。

他の事業につきましては、お読みいただくということで、省略したいと思います。

進捗状況については以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

それでは、資料を今コピーしていただいておりますが、お手元の資料の15ページを見てください。この15ページの内容を前回御説明いただいているのですが、今、委員から御質問があったことは、これを御説明いただければわかると思いますので、これについて、御説明願います。

【JESCO】

それでは、この資料について御説明いたします。

PCBの入っていた容器がありますが、徹底的に洗浄をして、PCBが付いていない状態にし、卒業判定を受ける。

いわゆる、ただの鉄や銅の金属として回収をする。これは資源となりうるものですから、鉄、銅につきましては、資源化するという事で考えております。

一方、部材にPCBが染み込んでいるような、紙や木というような物も、トランス、コンデンサには入っております、これにつきましては、洗浄した後、真空加熱分離などを用いて、PCBを徹底的に抽出するという工程があります。

抽出された部材につきましても、卒業判定を行い、無害化されたことを確認した後に、これらにつきましては、一般の木くず、紙くずとして、産業廃棄物として処理をすることになります。

液処理の方で生じる、抽出油と書いてあるものにつきましては、いわゆるPCBを脱塩素化剤で化学反応させ、無害なジフェニルにする。ジフェニルというのは油ですので、これもPCBが入っていないことを確認し、燃料等のサーマルリサイクルにまわすといったことを考えております。

それから、先ほどから議論になっております、液処理の過程で最終的に出てきます残渣である廃アルカリにつきましては、やはり、PCBの卒業判定を行い、無害化されたことを確認して、産業廃棄物である廃アルカリとして、産業廃棄物処理業者に委託をし、処理をしていただくという事を考えております。

その際に、先ほども申し上げましたように、委託先の産廃処理業者が、海や川に捨てることのないように、我々は、当然、産業廃棄物の委託先業者がどういう方法で処理をするのかということを確認し、なおかつ、マニフェストで管理をいたします。

そのようなことで、海や川へ捨てることはないように、我々がきちんとチェックをする考えです。

【委員長】

先ほど委員からありました、PCBの処理施設から排水が出る可能性があって、その排水にはPCBが入っていることもあるのではないかと、という御質問があったのですが、それについてはいかがですか。

【JESCO】

施設から出る排水についてなのですが、工程排水につきましては、隣接する河川、室蘭港に排出することはありません。ただし、施設の中には従業員が働いておりますので、その生活排水、後で、モニタリング計画のところでも御説明いたしますが、生活排水を処理した処理水といったもの。それから、敷地に降りました雨水。また、処理の過程で反応槽を冷却する冷却水がありますが、これらは工程排水とは、全く縁が切られているものですので、こういったものは、隣接する河川に放流をさせていただくということになります。それについては、定期的にモニタリングをして、PCBが混じっていないかどうかということについて、自ら測定して、PCBが無いことを確認するという考えです。

【委員長】

委員、よろしいですか？

【委員】

紙などの処理の仕方は、この流れでわかるのですが、残渣については、相当大変な処理をしなければ、なかなか染み込んだPCBを取り除くことは大変な作業があるだろうと思うのですが、そのあたりが、質問の回答の中に何もなくて、これだけでは到底できないだろうし、考えが甘いのではないかと思いますので。

【委員長】

委員のおっしゃる残渣というのは、先ほどの絵でいうと、残渣は無いわけですね。

資料の2の質問にあった残渣というのは、委員がお考えになっている残渣と、JESCOが考えている残渣と違うような印象をもつのですが。

委員のおっしゃる残渣というのは、PCBに汚染されている、いわゆるゴミのたぐいではないかということですよ。

【委員】

資料の中に、四百何十トという記載がありましたよね。その処理をどうするのかということなのですが。

前回の資料の中に、四百何十トという記載があったかと思いますが、その処理の仕方があまり具体的ではないものですから、それはどうなっていますかということなのですが。

室蘭に集まってきて、そのあたりに捨てられては困ると思いますし。

資料の2では、5ページの質問4と6がだいたいその内容なのですが、産業廃棄物処理業者というの、果たしてこれができるのかという疑問もあります。適正に処理とありますが、どんな適正な処理ができるのかと。

【JESCO】

前回資料の15ページでもう一度確認をさせていただきますが、PCB廃棄物の流れで、左の方から、高圧トランス、コンデンサが入ってきて、前処理と液処理というのがありますという絵になっております。前処理は、抜油、解体、洗浄という工程を経て、容器等の中に入っているものについて、PCBを無害化していくという工程がひとつあります。それから、抜き出した油につきましては、液処理をして、その後PCBを分解します。こういう、大きな二つの流れがあります。

ここまでが、われわれのPCB廃棄物処理施設で処理をするものです。当然ここで、無害化されたかどうかということは、国が定めた卒業判定があり、これによって、PCBがなくなったかどうかの判定を行います。

右に行く矢印というのは、ここから、我々の施設外へ出るということなのです。

出るということは、PCB汚染物ではなくなったということですので、一般の産業廃棄物と同じような、それを処理できる産業廃棄物処理業者に、それぞれ、物に応じて、委託をするという考えですし、資源として有効利用できるものは、リサイクルをするという大きな流れです。

【委員】

ここまではわかります。

【委員長】

委員がおっしゃる残渣というのは、例えば昔、ノーカーボン紙などがありました、あのようなものが、ゴシャゴシャとしているのを残渣というのですよね。

【委員】

いえ、泥というか、積み込んだものをもってきたもので、四百何十トとか・・・。

【事務局】

3ページの質問6のことでしょうか。

【JESCO】

資料2の3ページの質問6に、汚泥の量が472.819kgあると書いてありますが、この汚泥というのは、今回、処理をする対象物ではありません。

あくまでも、今、我々がPCB廃棄物として処理をする高圧トランス、コンデンサ、PCB油

以外に、汚泥やPCBに汚染されたものがあり、保管事業者が保管しているものがありますが、これは、今回の室蘭の処理施設では対象としないということです。では、それはどうするのかということにつきましては、ここにも書いてありますように、今後、別途、処理の対象を考えていくということを申し上げております。

【委員】

まだ、処理の仕方がわからないということですね。

【委員長】

決まっていませんし、これについては、今回設置される室蘭の処理施設では、処理の対象にはなっていません。

ですから、今のところ室蘭の工場にこれが持ち込まれることはありません。

【委員】

ないのですね。それなら、安心しました。それは、どこかにいくのですね。

【委員長】

いずれ、どこかで何とかしなくてはいけないことですね。

あと、PCB処理施設の排水で、PCBが含んだ排水が、海や河川に流れることはないという基本的な計画になっているということは、よろしかったですか。

【委員】

はい。一安心はしましたが、最後まで調べて、責任をもってしていただきたいと考えております。

【委員長】

水銀のことを申し上げますと、水銀も有害金属ですが、生活排水から出る汚泥の農業利用で、水銀がしばしば引っかかってしまう。その水銀の発生源を調べてみると、実は、体毛なのです。

ですから、いうなれば、我々がそれだけ汚されていて、我々の体から排出されたものがあるということですが、PCBがあるかどうかはわかりませんけれども。

昔、今から40年前くらいのレベルですと、人からの排泄物にもPCBがかなりあったのです。ですから、いってみれば循環しているので、これだけ広域的に化学物質に汚染された日本の国土にはそういうものが存在するのだということです。

そこで、実は、この監視というのが重要になるわけで、今のレベルよりも高くなるようでは困るわけで、このモニタリングが非常に重要になってきますので、先ほど資料の3の中でもありましたが、次の議題の資料4が安全確保及び環境保全に関する協定書の関係ですので、まず、これを御説明いただいて、その後、実際に環境監視をどうするかということの議題に進んでいきたいと思っておりますので、御協力ください。

では、まず、資料の4について、説明願います。

【事務局】

それでは、資料4「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」ということで、お配りしております資料に基づき、説明させていただきます。

先ほど、日本環境安全事業株式会社から、説明があったように、昨年11月7日に、北海道、室蘭市、日本環境安全事業株式会社の3者によりまして、この協定を締結しております。

この協定の目的につきましては、第1条に記載しておりますように、環境への汚染を未然に防止し、良好な生活環境を確保し、もって室蘭市民をはじめとする道民の健康の保護及び地球環境の保全に資することを目的としています。

協定の内容につきましては、皆さんお読みになっていただいていると思いますので、時間の都合もございますので、端折らせていただきます。

協定の特徴としましては、今申し上げましたように、通常ですと、事業者と設置市の2者協定なのですが、この協定に関しましては、地元である室蘭市、事業者である日本環境安全事業(株)そして、北海道。そもそもこの事業は、北海道分についての処理をする予定だったのですが、15県からも受入れるという形に変わりましたことから、北海道も当事者として加わっております。

協定のポイント的な部分ですが、5条の第3項、処理施設の運転会社に関する指導、監督を日本環境安全事業(株)が行うことを記載しております。

さらに11条の第2項。先ほどから話題になっておりますが、廃棄物について、その処理方法を明確にし、報告するというを示しております。

さらに13条。ここでは、監視円卓会議のことについて記載しており、監視円卓会議の活動に協力する、といったことが記載されております。

14条第3項。ここでは、北海道、室蘭市から申し出があったとき、日本環境安全事業(株)は処理施設の運転状況及び周辺環境の状況についての的確に把握する。通常のモニタリング等も行いますが、それ以外に、北海道または室蘭市から申し出があった場合に、そういったことを的確に把握するといったことも規定しております。

主だった特徴については、以上ですが、この他に、次の議題につながってまいります、環境モニタリングについての説明をさせていただきます。

協定書の一番後ろに別表を掲載しております。大気と水質に分かれており、項目としては、PCB、ダイオキシン類、とありますが、それらについて、排出管理目標値というものを、法律等に定められている排出基準とは別の形で設定しております。

もどりますが、第14条で、ここでは、環境影響の把握等として、記載しておりますけれども、環境モニタリングの他に、運転モニタリング、排出モニタリングについても実施していただくということを規定しております。さらに、情報公開といったことでは、19条で、現在建設工事にかかっておりますけれども、PCB処理情報センターにおいて、モニタリングの結果を閲覧できるようにしていただくほか、インターネット等、これらの媒体を活用して、広く情報公開をしていくということを規定しています。

この監視円卓会議との関わりというところで説明させていただきます。

16条。ここでは、運転の停止、再開、あるいは17条、事故発生時等の措置ということで規定しておりますけれども、17条第4項ですが、改めて監視円卓会議への報告について規定しているところです。

さらに21条。ここで、報告及び立入検査ということで規定しております。

21条第2項、監視円卓会議から、監視円卓会議の監視事項に関する報告の求め、又は、日本環境安全事業株式会社への立入の要請があった場合、これに積極的に日本環境安全事業(株)は協力する、ということについても規定しております。

先ほど、別表のところ、排出管理目標値について触れましたが、これについては、後の議題のモニタリング計画のところ、説明されると思いますので、省略させていただきます。

協定についての説明は、以上です。

【委員長】

1月7日付けで、道と室蘭市と日本環境安全事業(株)で締結された協定です。

これに沿って、安全かつ適正にPCB廃棄物処理施設が整備されていくということだと思いません。その前提となって、重要になってくるのがモニタリングであり、この監視円卓会議になるわけですが、円卓会議につきましては、皆さん、いろいろとご発言いただいているところですので、その趣旨は御理解されていると思います。

協定の締結については、御理解をいただいたとして、具体的に、モニタリングをどうしていくのかというのは、必要に応じて、具体的に提案もできると思いますので、この計画案について御説明をお願いいたします。

【JESCO】

それでは、日本環境安全事業(株)が行う、北海道事業におけるモニタリング計画案について御説明いたします。

私共が行う処理施設に係るモニタリングですが、大きく分けて3つあります。カギ括弧でくくられておりますように、排出源のモニタリング、周辺環境のモニタリング、その他、運転に係わる、または、卒業判定に係わるモニタリング。この3つがあります。これを順番に御説明させていただきます。

まず、排出源についてですが、施設から、どのようなものが出てくるかということですが、大気では、施設内の、排気、換気が出てきます。これにつきましては、項目として、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、この3項目について、モニタリングを実施します。

測定地点については、後に平面図で御説明いたします。

測定頻度は、年4回を考えており、操業開始後の半年間は、毎月一回を考えております。

排出管理目標値については、先ほど御説明がありました、環境保全協定の別表に掲げた数値です。

次に水質ですが、水質には、浄化槽で処理した水。最終放流口で敷地に降った雨水がありますが、それぞれ測定いたします。

浄化槽の処理水につきましては、pH、SS、BOD、COD、全窒素、全リン、n-ヘキサン抽出物質といった項目について実施します。最終放流口につきましては、PCB、ダイオキシン類、その他有害物質です。頻度や排出管理目標値については、掲げてあるとおりです。

基本的に何度も御説明しておりますが、工程排水は、一切流しませんと申し上げております。処理に伴う水は、一切出ません。では、何故測るのかということですが、浄化槽の処理水や雨水は放流しますので、PCBがないことを確認するといった意味で、この項目についてモニタリングを実施するという事です。

それから、騒音、振動、悪臭につきましても、敷地の境界などにおいて、測定頻度、排出管理目標値につきましても、掲げているとおりです。以上が排出源のモニタリングです。

周辺環境につきましては、大気、水質、底質の3項目を、それぞれ、PCB、ダイオキシン類について測定しますし、大気については、ベンゼンについても測定をする予定です。

その他についてですが、運転モニタリングとして、搬入、排出・払出、あるいは運転、稼働の状況をモニタリングするもの、それから、卒業判定状況について測定するものがあります。

さらに、分析排水と、先ほど、処理の結果、いろいろな残渣が出るということでお話をいたしました、廃アルカリや処理済みの油、廃TCB、金属くず、紙くずなどですが、これらにつきましても、PCB、ダイオキシン類、その他有害物質について、モニタリングを実施するという事です。

その測定地点についてですが、図面の水色で記載されているところが、排出源の位置です。排気につきましては、①から⑦の地点で測定を実施します。排水につきましては、最終放流口並びに浄化槽の位置を考慮して実施します。

最終放流口は一カ所で、敷地に降った雨はすべて、ここに集中するので、ここからの放流しかありません。

周辺環境につきましては、左側の斜めになっているのが、排水路で、室蘭港までの距離が約200mのところを放流します。従いまして、その上流の状況と、そして、下流の状況について、水質と底質を測定します。

大気につきましては、大気の本というところですが、台形の一番尖っているところです。この場所が、住居地域に一番近い場所だということで、右上の駒図を見ていただければその位置関係がわかると思いますが、その地点で大気について、測定いたします。これらが、位置関係を示した図面です。

日本環境安全事業(株)のモニタリング計画に関する説明は以上です。

【委員長】

次に、北海道と室蘭市における、北海道環境モニタリング計画について、説明願います。

【事務局】

それでは、北海道と室蘭市が行います、北海道環境モニタリング計画について御説明いたします。資料6をご覧ください。

まず、大きくわけまして、排出源モニタリングと周辺環境モニタリングにわけてあります。

御承知のとおり、排出源モニタリングについては処理施設から出てくるものを監視しようとするもので、これは、施設が動き出してからのモニタリングになります。従って、平成19年度からの実施となります。

要素と書いてある部分ですが、排気と排水の2種類について、地点についてはこのとおりですが、次のページで、排出源モニタリングの位置が確認できると思います。細かな部分の説明は省略いたしますが、排気につきましては、この図面のとおり、7カ所について、PCBとダイオキシン類について測定する。さらに、7カ所の内2カ所については、ベンゼンについても測定していきます。

排水については、最終放流口において、PCB、ダイオキシン類について測定していきたい。頻度については、随時となります。

次に、周辺地域環境モニタリングについて。これにつきましては、施設が稼働する前から、バックグラウンドをきちんと把握する必要があることから、平成18年度からの実施を予定しています。

最後のページに、環境モニタリングの調査地点を明記しております。これを見ていただければと思いますが、大気については、新日鐵体育館測定局と、御前水測定局において、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンについて測定を実施します。

バックグラウンドとして、白鳥台の測定局で、同様に、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンについて測定を実施していきます。

頻度につきましては、PCB、ダイオキシン類については年4回。これは、公定法では、一週間のサンプリング法となっております。この一週間のサンプリングで年4回、全体がみれるのかという御意見も過去にいただいておりますので、現在、このうちの1カ所について、公定法以外に、連続してサンプリングを実施して、月に1度ずつ測定していくという方法です。これについては、公定法との相関が、かなり良い結果になっておりますので、1カ所につきましては、通年で測定をしておくこととしております。

ベンゼンにつきましては、年12回、新日鐵体育館測定局で測定します。

次に、海域における、水質と底質ですが、公共用水域の観測点となっております室蘭海域ステーション4において、PCBとダイオキシン類について年2回測定します。

底質につきましても、同じく、室蘭海域ステーション4において、PCBとダイオキシン類について年1回測定する計画です。以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

今の資料5と資料6について、御質問のある方はお願いいたします。

【委員】

資料5と資料6についてですが、一つは、排出管理目標値については、環境基準の10分の1など厳しい目標値としているのですが、このモニタリングをみると、厳しくしているというところが見えないので、できれば、いわゆる環境基準として記載して、違いが解るように、安全をより確認しているということを確認できるように、両方記載するのが良いのではないかと思います。

もう一つは、環境保全協定に関連するのですが、いわゆる処理施設が、このレベルを超えたら止めるという、管理目標値となっておりますが、これイコール処理施設を止める管理レベルと考

えてよろしいのでしょうか。それとも、さらにそれ以外にレベルがあるのでしょうか。

【委員長】

はい。それでは、お願いします。

【JESCO】

私共の施設、5施設どこも同じような考え方で進めていこうとしているのですが、管理目標値以外に、維持管理値というものがあまして、その維持管理値を超えれば、施設を止めるのですが、管理目標値を仮に超えるようなことがあれば、その原因を究明して対応を取るという意味での管理目標値として設定しております。

【委員長】

他に何かございますか。

【委員】

資料の3、北海道事業のことでお伺いしたいのですが、12月9日の新聞によりますと、いわゆる道の廃棄物処理施設専門委員会が、室蘭のPCB処理施設許可の結論先送りと。新聞によると、安全対策の十分な確認を更に行うべきである。いわゆる豊田事業の関係です。ところが1月25日の新聞報道によれば、PCB処理施設2月に着工。道の専門委員会了解といったことが書かれておりますが、いわゆる豊田の安全対策が十分に確認されたのかどうか、その辺りのことを、どんな議論でどのように、専門委員会での了解の経過について詳しくお知らせください。

【委員長】

委員、それにつきましては、次のその他のところで、豊田の事故のお話はまとめてさせていただきたいので、とりあえず、モニタリングの資料5と6についての計画について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

【委員】

協定書の関係での質問について、よろしいでしょうか。

第15条の測定結果等の報告で、市民への報告はどうなっているのかということと、18条の作業従事者等の教育のところで、定期的に教育訓練を実施とありますが、定期的にとはどういった内容かお知らせください。

【委員長】

それでは、最初の結果の公表のところで、今、道が考えていることについてよろしく申し上げます。

【事務局】

測定結果の報告についてですが、測定結果がでましたら、この円卓会議の中でも報告いたしますし、道のホームページでも掲載していくこととしています。また、監視円卓会議では、円卓会議だよりを出しておりますので、そちらのほうへも掲載していく予定です。

【委員長】

ありがとうございました。

モニタリング計画につきまして、他に何かございますか。

【委員】

モニタリング計画につきまして、私共が設備を立ち上げるときには、初期故障や環境が変わっ

たときのトラブルというのが経験上、よく起きるわけですが、今回の御説明で、定常状態に入った段階で、このような頻度、例えばPCBであれば年に4回、操業開始後は毎月1回というような部分についてはわかるのですが、設備が立ち上がっていく過程での初期の監視体制、及び負荷が順次増強されていく過程での負荷のチェックの仕方。この辺が、今日の説明では明確にされていないように思うのですが、その辺りはいかがなものでしょうか。

【JESCO】

操業初期のトラブルや、環境が変化した場合にも条件が変わる、ということについては、全くそのとおりの認識でおりまして、操業開始後は、非常に頻度を高くして実施すると御説明させていただいたところ です。

これは本格操業後の計画で、この他、この前段に、試運転期間が設けられております。その試運転期間につきましては、試運転が、安全確実に処理ができるのかということ を綿密にみていくとともに、このモニタリングについても頻度を多く実施していくという考えでおります。

【委員長】

今の御質問に関係して、資料5の2枚目、表の下、※1で、試運転期間中のモニタリングは別途実施する、と書いてあります。

これは、会議としての要望で、施設が完成して試運転に入る段階で、どうい うモニタリングを実施するのかということに関しては、この円卓会議に報告をして いただいて、了解を得て、試運転に入っていると、まあ、言い方が悪いかもしれ ませんが、そういうニュアンスで受け止めていただきたいと思 いますし、試運転期間中のモニタリング結果についても公表をするということで、 本日の会議では、そういう要望が円卓会議で出されたというようにして いただきたい。

委員のみなさん、よろしいでしょうか。

それでは、この内容自体は大変綿密なモニタリングを実施されるし、なおかつ道の計画では、瞬間値ではなく、一月値や一週間値を取るところまで踏み込んでおられて、他の地域に比べても、たぶん優れている方法だと理解をしておりますので、これはこれとして、御了解 いただき、なお、施設が完成して、操業に入る段階でどうい うモニタリングをするかについては、この会議で諮っていただくということで進めるとして、モニタリング計画については、御了解 いただきたいと思 います。

先ほど、委員からも御質問がありました が、11月に豊田のPCB処理施設で漏洩事故がありました。このことについて、日本環境安全事業(株)から御紹介をいただくのと、今日の会議の冒頭で、道の専門委員会の第7回の議事録についても了承が得られたので資料に添付したということ ですので、その7回の専門委員会と、それ以降の対応については道のほうから説明願 います。

まず、豊田の漏洩事故の事実関係について、日本環境安全事業(株)から説明願 いたいと思 います。

その前に一言だけ。協定書にも書いてあったのですが、卒業判定というのは、協定書などの公文書で使う言葉なのですかね。私たちからすると、卒業判定と言ったら、学生が卒業できるかどうかという ような、大分ニュアンスが違う。前回も申し上げたのですが、い うなれば、専門家が日常的に使っている言葉を、無理矢理、そういう言葉に慣れていない道民や市民の方に押しつけるといった ようなところが、まだ見えるので、そのあたりはちょっと気を付けて いただきたい。これは苦言ですね。

では、まず、豊田の状況についてよろしくお願 います。

【JESCO】

それでは、私共の豊田の施設で発生しました、PCB漏洩事故について御報告申し上げます。

私共の施設におけます、事故につきましては、多大なる御心配をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げたいと思 います。

この資料7について、御説明させていただくのですが、一応事前に配付されているということ で、お読みいただいていると思 いますので、若干用語が、わかりづらいものがありますので、そ

のあたりについて、補足的に御説明いたしまして、御質問をお受けしたいと思います。

まず、3ページですが、下の方に、絵が記載されております。ここに、蒸留塔と記載しておりますが、蒸留という言葉に耳慣れていない方が多いかと思いますが、アルコールの蒸留等で、液体の沸騰する温度が、高いものと低いもの。その温度の差を利用して、成分を分離する装置が蒸留塔ということです。沸騰する温度が低いものが塔の上の方から蒸気で出まして、沸騰する温度の高いものが、塔の下のほうから液体で抜き出されるという装置です。左側をご覧頂きたいのですが、第1蒸留塔と記載しております。これはトランスから抜いた油、あるいは、PCBを含む機器を洗浄した油の中に含まれるPCBを濃縮することを目的とした蒸留塔で、塔の下のほうから、濃縮されたPCBを抜き出すといった装置になっております。

そこに、第一蒸留塔リボイラとありますが、これは、塔の下にある液に熱を加えるための装置です。熱媒とありますが、ここに300度の熱媒を通して、塔の下から抜き出た液を、ポンプで循環して、このリボイラを通して蒸留塔に戻し、加熱して蒸気を発生させて、その蒸気を上のほうに送るということで、沸騰する温度の違いで分離をするという装置です。

今回の事故は、塔の下についております、ポンプの圧力計が脱落するということが発生しております。この圧力計は、ポンプが正常に駆動していることを確認するためについている圧力計で、それが脱落して、ここから漏れたPCBが本来あるべきはずではない空間に行き、それが、そのまま排気されてしまったということが今回の事故の概要です。

1ページに戻っていただきたいのですが、事故の内容ということで、既にご存じのとおり、1月21日午前2時頃、この事故が発生しました。先ほど申し上げましたが、本来、ないところに漏れてしまったわけですが、これが4時間漏洩しまして、系の中に残っていた排気を後に分析した結果では、 $0.17\text{mg/m}^3\text{N}$ の濃度のガスが約4時間にわたって漏れたということです。このときに漏れた総量は、21gと算定しております。これは、先ほどからの協定書の中の管理目標値、これは豊田も北海道も同じ数字になっておりますが、 $0.01\text{mg/m}^3\text{N}$ を超過したかたちになっております。

ただし、大気中に排出されたPCBがどのように拡散したのかということ推計したところ、一番濃く地上に到達する状況でありまして、当日の午前3時頃の風速、風向を加味すると、施設の南南西1.9kmの地点で空気 1m^3 あたり 0.000011mg 、つまり、 $0.011\mu\text{g/m}^3$ ですが、これくらいの濃度でおりたところが一番濃くなったと推定しております。ですから、それ以外のところについては、これよりも低い数値の濃度で到達したということです。

この数値は、旧環境庁が、PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界についてという文書があるのですが、この文書において示された環境大気の暫定目標値、空気 1m^3 あたり 0.0005mg 、つまり、 $0.5\mu\text{g/m}^3$ の50分の1ですので、周辺の住民の方たちへの健康の影響のおそれはないと考えています。不幸中の幸で、このような状況であることをご報告いたします。

事故の原因ですが、圧力計が落ちたということ、ないような空間に漏れ込んでしまったということ。本来、活性炭で処理して排出をするということになっていたのですが、その切り替えが遅れたということ。この3つの大きな原因があります。

配付しております、カラーの参考資料について、御説明をいたします。

圧力計について、補足説明をさせていただきます。

この事故の原因の中に、袋ネジで接続した圧力計であったとありますが、袋ネジが、わかりにくいと思ひまして、この資料を付けさせていただきました。

この図の上、1、袋ネジ式接続の圧力計の説明図として、下のほうに、袋ネジ（雌ネジ）とありますが、この袋ネジを拡大した、同様のものが右側の図です。

このネジは、フランジとノズルに接続されたものではありませんで、ちょうど、このフランジから、ツバのようなものが付いたノズルが出ておりまして、それを取り囲むように、袋ネジがついています。それにパッキンを入れ、上から圧力計を入れて、ねじ込んで固定するという、圧力計なのですが、今回の事故では、ネジを使っていたために、このネジがポンプの振動でゆるみ、さらには、このパッキンを、本来、銅を使うべきであったところを、テフロンに交換してしまっ

た。熱でゆるみ、なおかつ振動が重なって、最終的には、はずれてしまった、ということが大きな原因の一つであります。

当然、事故の原因を解析したあとに、私共、豊田で委員会を設けまして、そこで、対策等を練っております、その結果、北海道において改善させる措置としたのが、2ページの下のほうから記載しております。

一つは、圧力計が脱落しないように、ここに書いてあるような対策をとるということ。

二つめは、配管貫通部のシーリングが不十分であったことが漏洩した原因ですので、こういったことが起きないように、また、起きていないということを確認されるようなテストを行って参りたい。

三つめに、一般PCB廃棄物取扱区域の圧力管理が問題であったために、こういったところの圧力管理をきちんと実施するということ。

それから、事故が起きた時に切り替えるという思想ではなくて、PCBを取り扱う区域の換気、排気は通常時、非常時を問わず、活性炭を通して排出するという計画で取り組むこととしております。

最後に運転員の教育についてですが、通常操作以外にも非定常に関するものを行われるように、文書を作り、それが保管しているところが誰にでもわかるように教育をしていきたい。

そのようなかたちで、北海道では対処していきたいと考えております。

非常に簡単ではありますが、日本環境安全事業(株)からの説明とさせていただきたいと思っております。

【委員長】

それでは、道のほうから説明願います。

【事務局】

道において、廃棄物処理法に基づく設置許可申請に伴って、学識経験者など専門家の意見を聞く場として廃棄物処理施設専門委員会がございます。

これにつきましては、9月27日、10月26日、12月6日、そして先週、1月24日に開催されております。9月から12月の分につきましては、議事録を添付しております。1月24日の分につきましては、次回の専門委員会で承認を得られてから公表するという形をとっておりますので、今回は添付しておりません。

先ほど委員から御質問のあった件について、専門委員会でどのような検討がなされてきたのかということですが、3回実施したところで、北海道事業の審査はある程度見えてきていたところでしたが、11月21日に豊田事業の事故がありまして、12月6日の段階では、まだ、事故の原因等、状況がわかっておりませんでした。新聞では先送りなどと記載されておりますけれども、1月24日では、先ほどの日本環境安全事業(株)からの説明にもあったとおり、事故の原因と対策、今後の対応等についての説明を受けて、委員会でも、これで良いだろうということでの御意見をいただいております。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、今の日本環境安全事業(株)と道からの説明について、豊田の原因等の対策について、何かございましたらお願いいたします。

【委員】

今日までの資料を見ますと、豊田の施設は、まだ、操業してから何か月も経っていないのですよね。

そうしますと、1ヶ月や2ヶ月の間に、これだけの停止をしなくてはいけない状態。また、今日、まだ再開していない。それでいて、大丈夫だ、改善されましたということをおっしゃっているわけですが、そのあたりの改善の方法や、今後そういったことが、例えば、圧力計一つ

の問題でこれだけ停止になっているのですから、それ以外のことが起これば全滅になってしまうのではないかと思います。ですから、完全に北海道の室蘭の施設が、例えば半年や1年や2年で事故が起きた場合に、特に室蘭港に面している場所ですから、そういった場所に、例えば、そういった危険物が施設外に出た場合に、その措置ができるのかといったことが、まず心配です。

この会議が最初にできた段階から、漁業関係者から、その問題が一番強く出されていた問題なのです。例えば、地下に浸透した場合には、地下はいろいろな形で捜査ができますが、海に流れた場合に一番に被害を被るのは漁業関係者であるということを指摘しています。

被害がないということ、今、豊田の事故などをみておいても、安心だということとは言えないと思うのです。このあたりの説明をきちんとしておかないと、また、同様の問題が起きた場合に、室蘭はどうなっているのかということが、問題として出されるわけです。

しかも、町会関係からいきますと、一番、安全性が強く叫ばれているわけですから、その安全性をどう確認し、そして、もし事故が起きた場合のいろいろな規定がありますが、報告というようなことはありますが、報告と同時に責任をどこが負うのかということが明記されていないのです。その辺を市民にどう納得させるのか。また、北海道全体の問題として取り上げた場合にどういった措置を講じていくのかということが一番大事な、基本的な問題だと思いますので、その辺について、お考えがあれば教えていただきたい。

【委員長】

それでは、まず、日本環境安全事業(株)から。もともとの施設自体に、かなりフェイルセーフがかかっているとは思いますが、その辺も含めてお願いします。

【JESCO】

今、委員長からもお話がありましたが、私共の施設について、万が一PCBが漏れた場合でも、それを受け止めて外に出さない、ということで、設計、施工しています。今回の事故については、圧力計がはずれて、そこから、PCBが出てしまいました。液自体は、施設内の防油堤というもので、液が出て絶対外に漏らさないし、地下に浸透させない、という施設にしており、実際に、この豊田においてもこの機能が働き、液は外にはでませんでした。しかし、PCBは室温で若干揮発しますし、この漏れた液は、ある程度温度が高かったことから、揮発したガスが、部屋の隙間、この隙間も本来あってはいけなかったのですが、この隙間から漏れて行って、さらにその漏れた先の排気というのが、事故があった場合には速やかに活性炭を通したルートに切り替えなければならなかったのですが、それがきちんとできなかったということで、こういった事故になってしまった次第です。

先ほど指摘がありましたように、これは、圧力計がはずれたことはたまたまじゃないかということで、私共、この施設のネジであるとか、配管であるとか、今回振動が原因になっておりますが、振動が起きやすいところなど、これらの総点検をしています。今、止めているのは、その総点検を実施しているということで、総点検の結果を踏まえて、必要なところは安全な対策をとって、もちろん事故がありましたところについても安全な対策をとって、豊田市の監視委員会がありますので、監視員会というのは、この円卓会議に相当するものですが、そこできちんと報告をさせていただき、豊田市の御確認をいただき、これでよしということになれば、操業を再開させていただくということにしております。北海道につきましても、豊田の事故を重大な教訓にいたしまして、きちんと問題がないように、もう一度、設計、それから、これから実施していく施工について、確実に確認しながら実施していく。ということで、二度とこういった事故を起こさない。これは、豊田で二度と起こさないということではなく、北海道を含めて、我々の施設、どの施設においてもこういった事故を起こさないというように取り組んでいきたいと考えております。

【委員長】

続いて、道のほうからお願いします。

【事務局】

北海道としましても、先ほどご心配が出ましたように、この事業を室蘭でというお話の際に、漁業組合の方々からいろいろな御意見をいただいております。海水への流出や、風評被害も含めて非常に迷惑がかかるというお話もありました。そのために、私共としてこのようなモニタリングをきちんと実施させていただく。また、日本環境安全事業(株)においても安全対策をきちんと実施していただくということを私共としてもお願いをして、そのための対策を講じてきていただいた。

ただ、今回、豊田でこのような事故がありましたので、私共としても報告をいただいて、その原因が、主にネジの継ぎ手のところにあるのであれば、それをきちんと改善していただくということで対応できるだろう、また、隙間の問題についても同じようなことが考えられますが、北海道においても同じような対策を講じていただくということで、それについては、対応できるであろう。また、先ほどから、外に出さないということですから、処理の工程から出てくる水、トイレや、手洗いなどの生活排水は別としてもPCBを処理する過程からでる水については、これは外に出さないのだということは、以前から、市民の皆様方にもお話をしていることですので、その方法をきちんととらせていただくということで、処理方式もこのような方法でとらせていただいているところでもあります。そのようなことで、きちんと監視も続けてまいりたいと考えているところです。

【委員長】

はい。ありがとうございました。
他の委員の方、何かございますか。

【委員】

それに関連することかと思いますが、圧力計の問題ですけれども、室蘭でのプラントを建設するときに、これは、同じものを使用するのでしょうか。

【JESCO】

先ほどの参考資料をご覧いただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、袋ネジといったものをプロセスのところで使用していたのが、一番の問題だったのですが、圧力計については、その下の図にありますような、フランジ式接続とありますが、これが、4本のボルトで固定をする、という方法をとることにしております。

【委員】

もうひとつなのですが、大抵何か問題があった場合に、作業員の対応が遅れたとありますように、必ずどんな場合にも書かれておりますけれども、この場合は、他と違いますので、絶対に対応が遅れるということのないように、指導をお願いしたいと思います。

それとともに、私共、この円卓会議で、監視をしていこうという意気込みであるわけですが、現場の地図など何度かいただきましたが、やはり、室蘭に住んでいながら、今までにない、一番大きな問題だと受け止めております。そのようなことで、その現場を、冒頭にもありましたが、できれば建設現場の視察。ここから、こういうふうな、こうなって、こうなんだ、ということを私たち、やはり知りたいと思います。ですから、監視円卓会議の場で、どういう話があって、どうなのかといったときに、新日鐵の中に入って、あのあたりで、こうなって、というような状況で、まだ、建設が始まってもしませんので良いのですが、やはりその辺りは、わかっていないとダメだと思うのです。ですから、海に流すのかとか、そこから流れていくとか、建設される前から、不評が広がっているのも事実です。

北九州の問題で、未だに、黒い赤ちゃんが生まれると、私の顔を見るとそうも言われます。室蘭も人口が減っていますけれども、よそから人を呼ぼうとしても、こういった問題がまだまだあ

るのでダメじゃないかと言われると、非常にがっかりする。その辺についてももしっかり知って、私達も声を大きくして、工場を建てる人々を責めるのではなくて、むしろ私は、あちこちにストックされているPCB廃棄物が、知らないうちになくなったとか、漏れてしまったとか、それを知らなかったとか、無責任な問題が出ていますが、これは、徹底して指導してもらわなければならないと思いますが、早く、これを処理しなければならないと思っている一人なのです。

ですけれども、そういった問題が次々起きてくるものですから、私共もしっかり監視しながら協力をして、早く処理が終わるように願っておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

【委員長】

先ほど、委員から、他の施設の視察予算を、というお話がありました。委員の方々、できれば豊田の工場へ行って、ここはこうで、運転員がなぜ活性炭のルートにできなかったのかという説明を、直接伺った方が、我々は理解しやすい信頼ができますよね。

予算のこともあるので、厳しいかもしれませんが、次の円卓会議がいつになるかはわかりませんが、やはり、行かれた方がもしそれまでにいられたら、その方の御報告を伺うとか、あるいは、実際に現場の運転状況等をビデオ等に撮っていただいて、見せていただくというような工夫を是非していただくと、私共も非常に安心できる。これは宿題としてお願いします。

【委員】

今回の豊田事業におきまして、我々非常に危惧しておりまして、そういった情報を我々委員のほうに、こういった事態が起こりましたといった情報伝達を、今後のこともあります。すべて、北海道事業に関わらず、すべての情報を、こういったことが起こりましたということ流していただきたいことが一点。

二点目は、豊田事業におきまして、監視委員会がありますけれども、今日こちらに来る前に、ホームページで確認してきたのですけれども、事故が起こったあと、監視委員会が開かれた形跡がありません。担当者の方に電話で問い合わせしてみたのですけれども、いらっしゃらなかったのでも確認はとれていないのですけれども、ホームページ上には、出ていません。多分会議があれば、会議の案内等出ているはずですが、そういうことは、この部分においては、そういったことのないように、我々委員が言っていけばいいのでしょうかけれども、その部分の開催については、こういったことで、きちんと情報を、この場で実施するということを確認させていただきたい。

三点目、今まで我々は、4事業所の知見を生かして、この室蘭が開始されると聞いていました。ところが、参考資料の専門委員会の中では、それぞれ違うのですよね、全く新しい設計だよね、そこが不安だよね、といった、率直なことが出ています。えーっ、といった感じです。きちんとそういったことも踏まえていただいて、専門委員会の方が、そう言っているのに、我々はどうしたらいいのか。きちんと情報を、知見を生かしたというのは当然のことなのですが、きちんと情報を出していただきたい。

もう一点。最初に、苫小牧高専の漏洩の問題がありました。そのときに、昨年の2005年度の報告に、腐食しているという報告がいつていると書かれているのですが、それが、どうなっているのか。2005年度には腐食していたと、それなのに、1年そのまま放置したので、漏れてしまった、私は新聞記事しかわかりませんが、そういったことになりますよね。あの場所がそうであれば、他の所も、保管状況、腐食している状況等、現場の状況について、道がきちんと把握をされているのかどうなのか。もしそうでなければ把握をして、今後こういったことが絶対にならないようにしていただきたいというのと、全国的レベルで、せつかく環境省の方がいらっしゃっていますので、全国でこういったことがあったのか、なかったのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

【委員長】

道のほうからお願いします。

【事務局】

情報提供のお話ですが、豊田のような事故、これは、私共としても是非知りたい部分でありますので、これは日本環境安全事業(株)から、情報提供をいただくとともに、情報が入り次第、監視円卓会議にも報告をしていきたいと考えております。

今、確認いたしましたところ、豊田の監視委員会につきましては、実は、明日開催されるということです。そこで、おそらくその報告を日本環境安全事業(株)でされるだろうと思います。

ここは、日本環境安全事業(株)から詳しくお願いします。

【JESCO】

豊田の監視委員会、事故後の1回目の監視委員会は、実は明日開かれる予定なのですが、事故後、市の方の御指導もありまして、原因究明、総点検を実施する、対策を立案するといった一定の整理がついてから、監視委員会を開催するというのが、豊田市の方針でしたので、結果的に明日一回開催する。それから、もう一回開催すると、豊田市からは聞いております。

【委員長】

PCBの保管の関係についてお願いします。

【事務局】

苫小牧高専の関係ですが、胆振支庁に対する、自主点検の報告では、漏れ、破損等はなしという報告を受けているということです。

【委員】

腐食していた、と新聞には書いてありますが。2005年度で腐食していたという記事でしたが。

【事務局】

いずれにしても、胆振支庁への法的な報告では、そういった状況です。

【委員長】

3時30分までのお約束でしたが、最後に委員から、どうしてもということですので、これを最後の質問とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

本当に残念なことで、今、廃棄物処理施設専門委員会です承されたということでしたが、豊田で、まだ監視委員会も開かれない、いわゆる、よくリスクコミュニケーションと言われますが、きちんとコミュニケーションが行われていない状況のなかで、道が結論を出すというのはまだ早いのではないかと、私は指摘しておきたい。

二つめとして、今回の原因の問題で、JESCOのお話を聞きまして、非常に残念だったのは、建設業者が建設をして、それを引き取るのはJESCOですよね。そのJESCOが今度は運営業者に引渡しますよね。そうすると、先ほどからありますように、いわゆる負圧の管理の問題であるとか、一連の問題について、JESCOの責任で、きちんと点検をして、これは操業できるということを確認したうえで、実際にゴーサインがでたのかということに、疑問が生じます。

最初に、どこがこのPCBの問題について責任を負うのかという質問がありましたが、それとも関連があると思います。きちんと、環境省やJESCOが必要な役割をきちんと果たしていたのかという疑問が、私は今回のことで生じました。

それから、問題点として、負圧の管理の問題ですが、私は負圧のことはよくわかりませんが、少なくとも、過去にJESCOが我々に説明してきた関係でいけば、どうもよくわからな

い。その管理の中身がよくわからない。何でこういった問題が起きたのか、ということが、よくわからないので、ここはもう少し我々に判りやすくしてほしいと思います。

今回の発表の中では、原因が、圧の違いを説明しておりますが、それだけで済んだのかという問題も含めて、よくわからない。

そのあたりは、きちんと市民にわかるように説明していただかないと、この説明では、納得できる内容にはなっていないということです。

それから、これからの問題になってくるのかと思いますが、J E S C O、建設会社、運営会社との役割を、きちんと、言葉ではリスクコミュニケーションとかフェイルセーフという言葉を使っていますが、この中身が、どういう関係になっているのかということ、我々に説明していただかないと全くわからない。

その点でいくと、今回、振動ではずれたということですが、専門の分野の人に聞いてみたところ、振動ではずれるということは、相当長期間またはかなり激しい振動でなければずれるものではないだろうというお話がありました。

振動が生じた段階で、既に警告が発せられていたのですから、その警告をどう受け止めていたのか。振動が出ています。これがはずれたから、この振動はひどかったのだ、ということでは、これはもう終わっていますし。

先ほどからの説明の中に、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の安全性についてとありますが、その中で、排気で、P C Bが外に漏れるということは、1 0 0 万年に1回といった、計算書ではないけれども、結果としてそういう明記がされています。これについては、我々は、ますます首をかしげたくなる。ますますわからない。

そういった意味でも、私は、根本的に今回の問題については、説明を求めたいと思います。

たまたま、先ほど、不幸中の幸とういような言葉がありました。不幸中の幸に大きな事故にはならなかったけれども、根本的な内容は大きな事故だと思うのです。そこをしっかりと踏まえていただかないと、ある意味ではこの文章はJ E S C Oの責任、環境省の責任が省かれていると思うので、このあたりも含めてしっかりやっていただかないと困ると思っています。

【委員長】

大変重要な御意見だったと思います。

私も先ほども申し上げましたように、今回の円卓会議の時に、豊田の事故の原因と、その状況についてもう少し、我々に判りやすい形で、説明をしていただきたいと思いますし、それから予算の関係で、これは道のほうのお考えでしょうけれども、できればこの円卓会議のなかから、一人か二人、豊田の事業所の中に入れるようになった段階で、一度見ていただいて、その方から報告をいただくというようなことを是非事務局で考えていただきたいと思います。

まだ、幸い事業が始まるということが決まっただけで、周辺の道路や建設場所の整備が始まる段階でありますので、実際の施設の具体的な設計だとか安全性だとかの、そういうところに係わる部分は、これから設計段階で係わる部分もあると思いますので、次の円卓会議の席に、豊田の問題が、室蘭では解決されて、きちんと進むだろうというように、私たちが、室蘭の市民の方々や道民の方々に、変わって説明できるような理解が得られるように、是非、道と日本環境安全事業にも努力をしていただくようお願いを申し上げて、本日の会議を終わりたいと思います。

ということで、次回につきましては、工事の開始時期というようなことを考えておりましたが、今申し上げましたような事柄をテーマに開催が可能になった時期に、委員の皆様とご相談をして、開催したいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

事務局にとりましては、大変厳しい結論になったかもしれませんが、一山越えれば、その先楽なこともあるかもしれませんので、この際、是非お考えいただきまして、我々の理解に向けてご努力願いたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

【司会】

委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日は、限られた時間の中で、御意見等いただき、ありがとうございました。

次回の監視円卓会議ですが、先ほど委員の方からもお話がありましたが、建設現場の視察も視野に入れながら、開催日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、これは、来年度の話になろうかと思いますが、現在、委員の方数名が、先進地への視察へ行けるよう予算要求をしており、事務局としても努力している次第ですので、御理解願いたいと思います。

それでは、以上で本日の北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を終了いたします。ありがとうございました。